

正社員 就業規則

株式会社〇〇〇〇〇〇

令和2年4月1日改定

目 次

第1章	総 則	第1条～第6条
第2章	人 事	
第1節	採 用	第7条～第15条
第2節	配転等	第16条～第21条
第3章	転換制度	第22条～第23条の4
第4章	服務規律	
第1節	従業員の義務	第24条～第42条
第2節	副業・兼業	第43条～第46条
第5章	勤 務	
第1節	所定労働時間等	第47条～第52条
第2節	休憩及び休日	第53条～第55条
第3節	所定外労働等	第56条～第61条
第4節	適用除外	第62条～第62条の2
第6章	休暇及び休業	第63条～第77条
第7章	賃 金	
第1節	賃金の決定	第78条～第82条
第2節	割増賃金	第83条～第85条
第3節	賃金の計算及び支払方法等	第86条～第93条
第8章	休職及び復職	第94条～第99条
第9章	解 雇	第100条～第103条
第10章	退職及び定年	第104条～第110条
第11章	退職金	第111条～第113条
第12章	安全衛生及び災害補償	
第1節	安全及び衛生	第114条～第121条
第2節	災害補償	第122条～第124条
第13章	教育訓練及び福利厚生	
第1節	教育訓練	第125条～第127条
第2節	福利厚生	第128条～第129条
第14章	表彰及び懲戒	
第1節	表 彰	第130条～第131条
第2節	懲 戒	第132条～第138条
第15章	職務発明等及び内部通報者の保護等	
第1節	職務発明等	第139条～第140条
第2節	内部通報者の保護等	第141条～第143条
	附 則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「会社」という。）と会社の従業員との権利義務関係及び従業員の労働条件を明らかにすること、並びに職場環境及び秩序を最適化することにより、従業員の職務能力の発揮を促し、労働生産性の向上を図ることを目的として、従業員の就業に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員…この規則に定める手続により、常勤・臨時・無期労働契約（期間の定めのない労働契約をいう。以下同じ）・有期労働契約（期間の定めのある労働契約をいう。以下同じ）を問わずに会社に雇用された者をいう。
- (2) 正社員…無期労働契約による従業員であって、労働時間、職務内容及び勤務地のいずれにも制約なく基幹的業務に携わる正社員として雇用されたものをいう。
- (3) パートタイマー…有期労働契約（無期転換した後は無期労働契約）による従業員であって、通常の正社員に比べ1日の所定労働時間又は1か月当たりの勤務日数が短く、主として補助的業務のためにパートタイマーとして雇用されたものをいう。
- (4) 契約社員…有期労働契約（無期転換した後は無期労働契約）による従業員であって、主として特定分野の定常業務に従事するため、契約社員として雇用されたものをいう。
- (5) パートナー社員…パートタイマー、契約社員の総称をいう。
- (6) 嘱託…定年退職した正社員のうち、第107条（定年等）の規定により有期労働契約で再雇用された者をいう。
- (7) 転換…有期労働契約から無期労働契約への変更、パートナー社員から正社員への変更、正社員内の社員区分の相互変更をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則の上記の規定の適用を受けるのは、正社員である従業員とし、パートナー社員及び嘱託については、一部の規定の適用を除外する。

2. パートナー社員及び嘱託の労働条件のうち、この規則によらないものについては、次の区分に従い定めるものとする。

- (1) パートナー社員…パートナー社員就業規則及び労働契約書
- (2) 嘱託…継続雇用規程及び労働契約書

退社を待てることができる。

- (1) 会社内の秩序及び紀律を乱し、又はそのおそれがあると思われる者
- (2) 火気、凶器、毒物、薬物その他業務遂行に不要なものを携帯する者
- (3) 酒気を帯び又は酒類を携帯する者
- (4) その他会社が入場禁止を必要と認めた者

(ほう・れん・そうの義務)

第 42 条 会社内における、共有財産の職務に関連するすべての事項について、従業員は、ほう・れん・そう（日常的に行うべき報告、連絡、相談並びにあいさつ、合図、挨拶等）を心がけなければならない。

第 2 節 副業・兼業

(副業・兼業の原則)

第 43 条 従業員は、所定労働時間外に、副業（本業以外に行う職業をいう）若しくは兼業以外のものをいう）及び兼業（他の事業主に雇用されること又は役職に就くこと等をいう。以下「副業・兼業」と総称する。）を行おうとするときは、本節の定めるところによらなければならない。

2 副業・兼業は、私的時間の有効活用を図る旨として、これを旨として、会社の組織人としての知見・能力の向上を資して行われるべきことであると認識しなければならない。

3 本節に定めるところにより、副業・兼業を行うことができる従業員は、入社後 3 年を経過したときとする。

(副業・兼業の範囲)

第 44 条 副業・兼業とは、次の各号のいずれかに該当するものに限定する。ただし、いずれの場合もこの規則に定める職務専念義務に違反することがあってはならない。

- (1) 投資行為により、継続的に収益を上げることを目指す行為をすること。
- (2) 自ら出版を行うこと。
- (3) 第三者（法人を含む。）からの不実期を前提に基づき、特定の業務を請け負うこと。
- (4) 第三者（法人を含む。）からの依頼に基づき、継続的に業務を請け負うこと。
- (5) 自ら事業を営むこと。
- (6) 他の会社等に雇用され、その業務に従事すること。

2 所定労働時間中の副業・兼業（インターネットを用いた業務を含む。）は、これを禁止する。ただし、会社の業務運営に必要な場合はこの限りでない。

(副業・兼業の申請)

第 45 条 副業・兼業を行うことを希望する従業員は、あらかじめ「副業・兼業申請書」(様式第 0 号)を、所属する組織を通じて会社に提出しなければならない。

2 副業・兼業が同条第 1 項第 6 号に該当する場合は、勤務先の勤務日、勤務日ごと、始業・兼業時刻を会社に届け出なければならない。

3 従業員は、前各項の内容に相違が生じた場合には、速やかにその内容を届け出なければならない。

4 会社は、適した副業・兼業の実態についての調査・ヒアリング等を行うものとする。

5 従業員は、副業・兼業を終了した場合には速やかに会社に届け出なければならない。

(副業・兼業の制限)

第 46 条 副業・兼業が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止し、又は制限することができる。

(1) 副業・兼業が所定労働時間中に行われる場合

(2) 副業・兼業により職務専念義務に違反し、労務提供上の支障がある場合

(3) 競業(同業他社での兼業をいう。)により会社の利益を害する場合

(4) 不正競争防止法による営業秘密の不正な使用の開示を伴う場合

(5) 企業秘密の漏えいのおそれがある場合

(6) 長時間労働により本人又は第三者の生命や健康を害するおそれがある場合

(7) 副業・兼業の態様により会社の社会的信用を失墜させる、又は信頼関係を構築するおそれがある場合

2 副業・兼業を行う従業員は、前項各号の趣旨をよく理解し、自ら副業・兼業を行う時間の把握(管理)及び健康状態の把握(管理)を行わなければならない。

第 5 章 勤 務

第 1 節 所定労働時間等

(この章における用語の定義と適用範囲)

第 47 条 この章における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 所定労働時間…会社が定める原則の始業時刻から終業時刻までの時間であって、会社の指揮命令に基づく業務を行うべき時限をいう。

(2) 法定労働時間…労働基準法により定められた 1 週間につき 40 時間まで、及び 1 日につき 8 時間までの労働時間をいう。

(3) 始業時刻…会社の指揮命令に基づく業務を開始すべき時刻をいう。

(4) 終業時刻…会社の指揮命令に基づく業務を終了すべき時刻をいう。